

第 6500 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月14日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 益金・損金と収益・費用の違い

Q : 法人税法上の益金・損金と会計上の収益・費用とは、どう違うのですか？

A : 会計上の収益・費用に税務調整(加算・減算)したものが法人税法上の益金・損金です。

【解説】

法人税では、益金・損金の定義はありませんが、次のものは益金の額に算入することとされています。

- ① 法令で別段の定めがあるもの
 - ② ①以外のもので次のものに係るその事業年度の収益の額
 - (イ) 資産の販売
 - (ロ) 有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供
 - (ハ) 無償による資産の譲受け
 - (ニ) その他の取引で資本等取引以外のもの
- そして、次のものは損金の額に算入することとされています。
- ① 法令で別に定めるもの
 - ② ①以外の次に掲げるその事業年度の費用又は損失の額
 - (イ) 収益に対応する売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる減価の額
 - (ロ) 販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で債務の確定しないものを除く)
 - (ハ) 損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

そして、税務上の益金・損金と会計上の収益・費用は次のような関係になっています。

益金 = 収益 + 益金算入額 - 益金不算入

損金 = 費用 + 損金算入額 - 損金不算入額

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

